

合併公告

平成 18 年 10 月 27 日

株主及び債権者各位

大阪市福島区福島四丁目 6 番 31 号
機動建設工業株式会社
代表取締役 桐野 誠和

当社(甲)は、平成 18 年 11 月 30 日を合併の効力発生日として、昭和機工株式会社(乙、本店所在地 大阪府枚方市伊加賀栄町 15 番 11 号)及び新昭和機工株式会社(丙、本店所在地 大阪市福島区福島四丁目 6 番 31 号)と合併することといたしました。つきましては、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

この合併は、会社法第 796 条第 3 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに決定しております。なお、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
2. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内にその旨をお申し出ください。
3. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までにその旨をお申し出ください。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - (甲) 証券取引法による有価証券報告書提出済。
 - (乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 平成 18 年 10 月 2 日
掲載頁 187 頁 (号外第 225 号)
 - (丙) 掲載紙 官報
掲載の日付 平成 18 年 10 月 2 日
掲載頁 184 頁 (号外第 225 号)